

令和7年4月1日から長期優良住宅の手数料が変わります

令和7年4月1日から長期優良住宅の普及の促進に関する法律における認定申請等の手数料を下表のとおり改定します。

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画等認定申請

（1）新築に関する長期優良住宅建築等計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	確認書 ^{※1} 若しくは住宅性能評価書 ^{※2、3} 又はこれらの写しを添付する場合	
	改定前 （～R7. 3. 31）	改定後 （R7. 4. 1～）
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	12,000	14,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	22,000	25,000
同 6戸以上 10戸以下	36,000	41,000
11戸以上 30戸以下	61,000	69,000
31戸以上 50戸以下	97,000	109,000
51戸以上 100戸以下	150,000	165,000
101戸以上 200戸以下	250,000	276,000
201戸以上 300戸以下	320,000	352,000
301戸以上	360,000	403,000

（2）増改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	確認書 ^{※1} 若しくは住宅性能評価書 ^{※2、3} 又はこれらの写しを添付する場合	
	改定前 （～R7. 3. 31）	改定後 （R7. 4. 1～）
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	18,000	21,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	33,000	38,000
同 6戸以上 10戸以下	55,000	63,000
11戸以上 30戸以下	91,000	104,000
31戸以上 50戸以下	150,000	166,000
51戸以上 100戸以下	220,000	250,000
101戸以上 200戸以下	380,000	429,000
201戸以上 300戸以下	480,000	541,000
301戸以上	550,000	621,000

- ※1 この項において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面をいいます。
- ※2 この項において「住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書をいいます。
- ※3 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付しない場合の手数料についてはお問い合わせください。
- ※4 法第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合の手数料は、建築確認申請手数料と同額を上記手数料に加えた額となります。

2 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画等変更認定申請

(1) 新築に関する長期優良住宅建築等計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	確認書 ^{※1} 若しくは住宅性能評価書 ^{※2、3} 又はこれらの写しを添付する場合	
	改定前 (～R7. 3. 31)	改定後 (R7. 4. 1～)
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	9,000	10,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	17,000	19,000
同 6戸以上 10戸以下	29,000	32,000
11戸以上 30戸以下	46,000	51,000
31戸以上 50戸以下	77,000	85,000
51戸以上 100戸以下	120,000	137,000
101戸以上 200戸以下	210,000	229,000
201戸以上 300戸以下	260,000	288,000
301戸以上	290,000	323,000

(2) 増改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	確認書 ^{※1} 若しくは住宅性能評価書 ^{※2、3} 又はこれらの写しを添付する場合	
	改定前 (～R7. 3. 31)	改定後 (R7. 4. 1～)
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	14,000	16,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	26,000	29,000
同 6戸以上 10戸以下	43,000	48,000
11戸以上 30戸以下	69,000	78,000
31戸以上 50戸以下	120,000	134,000
51戸以上 100戸以下	190,000	210,000
101戸以上 200戸以下	310,000	348,000
201戸以上 300戸以下	390,000	437,000
301戸以上	430,000	487,000

※1 この項において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面をいいます。

※2 この項において「住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書をいいます。

※3 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付しない場合の手数料についてはお問い合わせください。

※4 法第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合の手数料は、建築確認申請手数料と同額を上記手数料に加えた額となります。